

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

わこうプラン推進委員

大河内 茂美

震災当日から、3か月が過ぎようとしている。多くの方が復旧・復興に向けて懸命の努力をされていることに感謝しながらも、被災者そして被災地のことや「原発」のことを思うと、心には今なおトゲが刺さっている。

いろいろな課題が山積しているものの、東北新幹線の全線開通、学校授業の再開、会社や商店の事業再開、仮設住宅への入居開始などの明るいニュースも聞けるようになってきた。

そのような中で、昨年度の最後のわこうプラン推進委員の会議での会話が思い出される。被災地の女性、高齢者や子ども、障害者などのいわゆる「災害弱者」の問題が話題になった。筆者も、「持病持ち」の高齢者のハシクレ。集団での宿泊には、人には言いたくない課題もある。地震当日、スンデの処で帰宅困難者になり掛けたが、避難所のお世話にならずに帰宅できた。そのときの困惑は、避難所などの集団生活へ

の適応が可能かどうかの不安を募らせている。

被災地や避難所では、弱者や少数者、特に妊産婦や授乳中の母親はもとより、介護や育児責任を負うことの多い女性の声がどの程度、反映されているだろうか。また、性被害の問題は、どうなのだろうか。元気な者や男性では気が付かない面など、あまりニュースでは知ることの出来ない部分の話が気になっている。

大震災のような非常事態という非日常の中では、個々の「人権」にただでさえいろいろと制約が課される場面が多い。「男女共同参画社会の推進」は日常的な生活に限定されたテーマだと思われがちだが、本来、男女の対等な参画を基礎とし、多様な人々の声や力を生かしてこそ、非常事態にも即応可能な「健全で強靱な社会」が構築出来ると信じている。このようなときに備えて、男女共同参画社会の推進に普段からの努力が必要だと改めて痛感している。

『男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!』

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

問合せ先:人権文化課 ☎424-9088

このコラムは市民であるプラン推進委員が、男女共同参画わこうプランの基本理念に基づき、男女共同参画を推進するための啓発活動の一環として執筆しています。